

伊佐市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱

平成 20 年 11 月 1 日
教育委員会告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 本市におけるスポーツの推進と競技力の向上に資するため、各スポーツ競技大会に参加するものに対し、補助金を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則(平成 20 年伊佐市規則第 36 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 24 教委告示 3・一部改正)

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、公益財団法人日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)が開催又は派遣する国際大会、全国大会及び九州大会(以下「全国大会等」という。)に出場する次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 保護者が市内に居住し、県内で寮生活等している高校生以下の者
- (3) 市内の児童生徒で構成された部活動等の団体
- (4) 市内に居住する者が 2 分の 1 以上で構成される団体
- (5) その他市長が認めるもの

(平 22 教委告示 6・平 30 教委告示 2・平 30 教委告示 3・一部改正)

(補助対象人員)

第 3 条 補助対象人員は、大会要項等に規定された登録人員(監督又は引率 1 人を含む。)とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、交通費、宿泊費、その他市長が必要と認める経費とする。ただし、大会主催者等から補助金等の交付がある場合にあつては、当該補助金等を控除した額を補助対象経費とする。

(平 22 教委告示 6・平 30 教委告示 3・一部改正)

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費とし、別表に定める金額の範囲内で支給するものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式)
- (2) 市長が必要と認める書類(大会要項及び参加者名簿等)
- (3) その他

(平 22 教委告示 6・一部改正)

(補助金の交付決定)

第7条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書により行うものとする。

(平 29 教委告示 5・全改)

(実績報告書)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、全国大会等に参加した後、速やかに補助事業等実績報告書に事業実績書(別記様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(平 29 教委告示 5・追加)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、確定通知書により通知するものとする。

(平 29 教委告示 5・追加)

(補助金の請求等)

第10条 前条に規定する確定通知を受けたときは、補助金の交付を請求することができる。

2 補助金は、前項の請求によるほか、概算払により交付することができる。

(平 29 教委告示 5・追加)

(補助金の交付決定取消し及び返還等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を命ずることができる。

- (1) 全国大会等への参加を取り止めたとき。
- (2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は交付決定に付された条件に違反したとき。
- (4) この告示の規定に違反したとき。

(平 22 教委告示 6・一部改正、平 29 教委告示 5・旧第8条繰下)

(様式)

第12条 補助金交付に関する書類等の様式は、伊佐市補助金等交付規則の例による。

(平 29 教委告示 5・旧第9条繰下)

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 29 教委告示 5・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大口市各スポーツ競技大会出場補助金交付要綱(平成 11 年大口市教育委員会告示第 2 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、

この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日教委告示第 6 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日教委告示第 3 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 25 日教委告示第 5 号)

この告示は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日教委告示第 2 号)

この告示は、平成 30 年 6 月 26 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 25 日教委告示第 3 号)

この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 26 日教委告示第 8 号)

この告示は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

	九州大会 (沖縄県開催)	全国大会及び国内で 開催される国際大会 (沖縄県を除く九州地区)	国外で開催さ れる国際大会 (アジア地区開催)
1 人当た りの補助 金限度額	10,000 円 (20,000 円)	30,000 円 (20,000 円)	100,000 円 (50,000 円)
団体種目の場合は、1 団体につき 300,000 円を限度額とする。			

別記様式(第6条、第8条関係)

事業(計画・実績)書

団体名

氏名

全国大会等の名称			
期 日			
内 容			
経 費 総 額	円	補助申請額	円

収入内訳

項 目	金 額	摘 要
負 担 金	円	
市 補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

支出内訳

項 目	金 額	摘 要
交 通 費	円	
宿 泊 費	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

別記様式(第6条、第8条関係)

(令和4教委告示・一部改正)